

iv. 構造関係

iv-01 構造上建築物の部分とみなすドライエリア、袖壁等の範囲

建築物に付属するドライエリア、袖壁等（建築物と構造的に一体であるものに限る。）で構造上建築物の部分とみなすのは以下の場合とする。

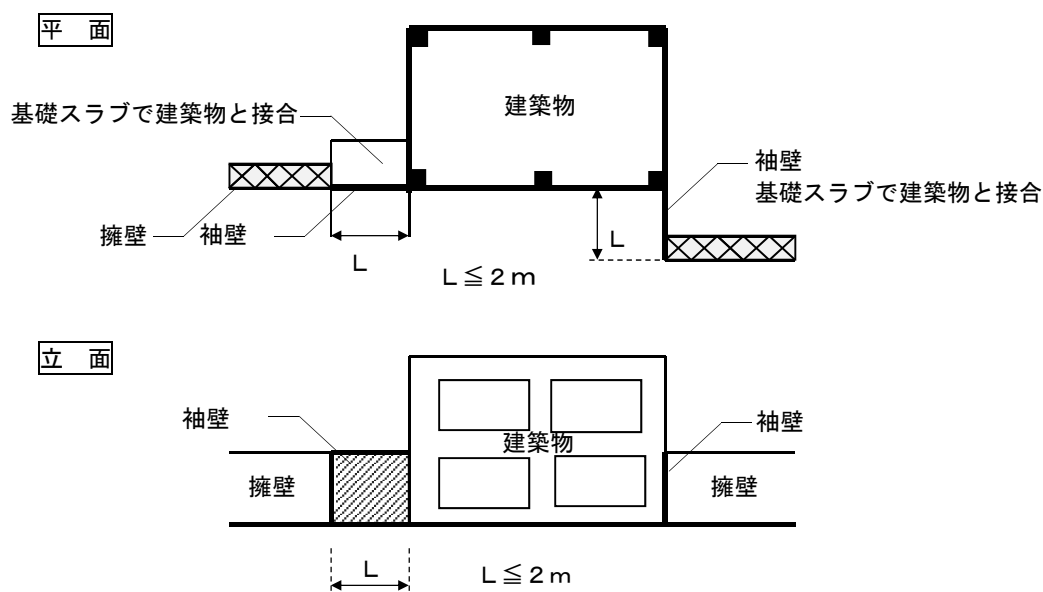
1. ドライエリア（周囲が既存の地面により閉じられていない場合を含む。）

建築物の躯体等（主たる架構を構成する柱・梁・壁又はこれらと一体の階段を支持する柱・壁をいう。以下同じ。）の外表面とドライエリアの周壁との幅が2m以下である場合

2. 袖壁（建築物の躯体等の外表面からはねだした擁壁的な壁。下図参照）

以下の全てに該当する場合、構造上建築物の部分とみなす。

- (1) 建築物の躯体等の外表面からはねだし寸法が2m以下であること。
- (2) 原則として、上下に梁を設置するか、又は基礎スラブで建築物本体と構造耐力上安全に接合すること。
- (3) 原則として、排水層<sup>※1</sup>を設置すること。



3. フラワーボックス等（建築物前面に設ける擁壁的な壁。下図参照）

以下の全てに該当する場合、構造上建築物の部分とみなす。なお、埋め戻し土の重量も建築物本体の地震力算定用の荷重に含めなければならない。

- (1) 建築物の躯体等の外表面とフラワーボックス等の壁との幅が2m以下であること。
- (2) 原則として、排水層<sup>※1</sup>を設置すること。



※1 神戸市斜面地建築物技術指針第18条による。

関連法令等	法第19条・第20条
参 考	
実施年月日	H21. 8. 18, H27. 4. 1, R6. 4. 1

**【解説】**

1. 本取扱いの主旨は開発許可、宅造許可逃れを防止することにある。
2. 本取扱いにより建築物の部分でないとなった場合( $L > 2$  m等)は、以下の擁壁のいずれかとなる。
  - (1) 開発擁壁（都市計画法）
  - (2) 宅造擁壁（宅地造成及び特定盛土等規制法）
  - (3) 工作物としての擁壁（法第88条、令第9章）で $h > 2$  m。工作物として別途確認申請が必要
  - (4) 以上のいずれにもあてはまらない擁壁

## iv-02 特殊な建築物及び工作物の構造審査

以下のいずれかに該当するもので、法第77条の56の規定により指定を受けた指定性能評価機関において、令第3章の規定に適合することについて任意の技術評定を受けたものは、法第20条の規定に基づき安全性を確認されたものとして取扱う。ただし、法第20条第1項第一号に掲げる構造方法としたものは除く。

1. 特殊な構造方法、材料、構造計算による工作物
2. 以下のいずれかに該当する工作物
  - (1) 令第138条第1項第二号に掲げるもので高さが50mを超え、60m以下のもの
  - (2) 令第138条第1項第五号に掲げるもので高さが10mを超えるもの
3. その他建築主事が任意の技術評定を受けることが適当と認める建築物及び工作物

関連法令等	法第20条, 令第138条
参 考	近畿建築行政会議構造等審査取扱要領 (H19. 6. 1改正)
実施年月日	H21. 8. 18

## 【解説】

1. 建築主事が、構造上の安全性を判断することが困難な建築物及び工作物について、指定性能評価機関の任意の技術評定を活用することで、安全性を確認することとしている。
2. 本文1. の「特殊な構造方法、材料、構造計算」は、関係学会や協会等の規準や指針等において、適用範囲外のものや設計方法が明確でないもの等が考えられる。
3. 本文2. (1)には風車、通信事業者のアンテナ用の鉄柱等が考えられる。また、高さ60mを超えるものについては、令第140条第2項の規定により国土交通大臣の認定が必要である。
4. 本文2. (2)は、高さが10mを超える擁壁である。

## iv-03 地下車庫付住宅の構造計算

## 1. 適用範囲等

この取扱いの適用範囲は、下階が車庫であり、かつ、建築基準法上階となる鉄筋コンクリート造で、上階が戸建住宅等である小規模な建築物をいう。ただし、当該建築物全体が法第20条第1項第二号、令第36条の2及び平成19年国交告第593号に該当する場合を除く。

## 2. 地下車庫部分の構造計算

原則として、以下のいずれかに該当しない場合については、令第72条から第79条の規定に基づく構造物（RCラーメン構造）、平成13年国交告第1026号（壁式鉄筋コンクリート構造）の規定に基づく構造物とすること。

- (1) 高さが4 m以下で、かつ、延べ面積が30㎡以内のボックスガレージ※<sup>1</sup>
- (2) 指定性能評価機関の技術審査を受け、評価済みのボックスガレージ（旧法第38条認定を含む。）※<sup>2</sup>
- (3) この取扱いを適用する際に、現に存する、又は工事中のもので、次のいずれかに該当するもの
  - ① 建築基準法による確認済証が交付されている建築物
  - ② 宅地造成及び特定盛土等規制法又は都市計画法による許可を受けた造成工事に含まれる地下車庫

## 3. 戸建住宅部分の構造計算

構造審査・検査の運用解説（ICBA、H20. 2. 22）により、当該建築物全体としては混構造で、法第6条第1項第三号建築物となり、法第20条第1項第三号の構造計算をおこなう必要がある。（法第20条第1項第二号の構造計算が必要な建物はこの取扱いの対象外）ただし、一の建築物において、木造の部分とボックスガレージ部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合※<sup>1</sup>はそれぞれの部分を構造計算上別の建築物とみなすことができる。※<sup>3</sup>

※<sup>1</sup> ボックスガレージ部分に木造部分の基礎が直接載る場合は、定着の有無に関わらずこの取扱いに該当しない。

※<sup>2</sup> 評価及び認定範囲内での使用に限る。

※<sup>3</sup> 木造部分が法第20条第1項第四号イの建築物となる場合において、上階と下階が上下に重なる部分については床面積及び見附面積が2倍ある（各階共）ものとみなして必要壁量を釣合い良く配置することが望ましい。

関連法令等	法第20条, H19. 5. 18国交告第593号, H13. 6. 12国交告第1026号
参 考	3階建混構造住宅の構造設計の手引き（財日本住宅・木材技術センター）
実施年月日	H21. 8. 18, R3. 9. 1, R6. 4. 1